

令和 6 年度

福岡県地方労働審議会関門港湾労働部会

(第 2 4 回)

議事録

福岡労働局

山口労働局

令和5年度福岡地方労働審議会関門港湾労働部会 議事録

1 日時

令和7年2月26日（水） 10:00～12:00

2 場所

小倉リーセントホテル「ガーデンホール」
（北九州市小倉北区大手町1-1-17）

3 出席者

（1）委員

公益代表	疋田部会長、近江委員、大竹委員、高橋委員、村里委員
労働者代表	法本委員、津々見委員、山田委員、岡田委員、木原委員
使用者代表	野畑委員、中本委員、徳光委員、船方委員、米田委員
専門委員	森 九州運輸局次長（代理 高田課長） 大庭 下関市港湾局長（代理 田中課長）

（2）事務局

福岡労働局

中野職業安定部長、吉田職業対策課長、
和田職業対策課長補佐、山本雇用指導開発係長

山口労働局

白井職業対策課長、石田地方障害者雇用担当官

4 議題

- （1）福岡地方労働審議会関門港湾部会運営規定の改定について
- （2）港湾雇用安定等計画の施行状況について
- （3）その他

(福岡労働局：山本係長)

定刻になりましたので、ただいまから、令和6年度（第24回）、福岡地方労働審議会港湾労働部会を開催させていただきます。

私は議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます、福岡労働局職業安定部職業対策課の山本と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

さて本日の会議におきましては現在、公益代表委員5名、労働者代表委員が5名、使用者代表委員が5名、合計15名の委員の方に出席いただいております。

これは、福岡地方労働審議会関門港労働部会運営規程第7条において定められております、部会の成立要件である委員及び臨時委員の3分の2以上の出席または労働者代表、使用者代表、及び公益代表の各委員・臨時委員の各3分の1以上の出席を満たしていることを報告いたします。また、専門委員としましては、3名代理出席をいただいているところでございます。議事に入ります前に、当部会の運営に関しまして、御説明をさせていただきます。

当部会は原則として、公開の会議となっております。そのため、当部会は傍聴できることとなっており、その議事録等も公開の対象と

なっております。議事録については、発言者の御名前を含み、当局ホームページに公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、まず福岡労働局、安定部長の中野よりご挨拶申し上げます。

(福岡労働局：中野部長)

福岡労働局職業安定部長の中野でございます。

本日はお忙しい中、福岡地方労働審議会関門港湾労働部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様をはじめとした関係者の方々には、関門港における港湾労働行政の運営につきまして、日頃から多大なるご理解とご協力をいただき、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

さて、現下の雇用情勢でございますけれども、福岡におきましては12月の有効求人倍率におきまして1.18倍でございます。前月を0.02ポイント下回るということで基調判断といたしましては『現下の雇用情勢は改善しているものの、求人の動きにやや弱さがみられるといったことで物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。』としているところでございます。

また山口におきましては12月の有効求人倍率が1.40倍でございまして前年を0.02ポイント下回っているということで、山口県内の雇用情勢は持ち直しの動きが続く中、求人が求職を上回って推移している状況が続いています。

港湾労働対策でございますけれども、令和6年4月から施行されております「港湾雇用安定等計画」に基づきまして、各種対策を行っているところでございます。当該計画でございますけれども、中長期的な視点から策定することが重要であることとございまして、5か年の計画になっておりまして、今年度はその初年度ということでございます。

この新しい計画につきましては、昨年度の関門港湾労働部会におきまして、厚生労働本省の担当者から説明していただいたところでございまして、委員の皆様からご意見をいただいたところでございます。

本日の関門港湾労働部会では、関門港における港湾雇用安定等計画の施行状況、令和5年度及び6年度における港湾労働の状況及び雇用秩序維持関係の取組につきまして事務局から説明させていただきたいと思っております。

関門港の現状でございますが、課題等につきましても委員の皆様からご忌憚のないご意見をいただきまして、この部会を充実したものにして参りたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(福岡労働局：山本係長)

続きまして、次第3、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

皆様のお手元にお配りしております資料Ⅰの中に本日の委員の皆様の名簿をつけておりますのでご覧ください。

それでは、この名簿順にご紹介を申し上げます。私の方でお名前をお呼びいたしますので、御面倒ではございますが、その場で御起立をお願いいたします。

まず、公益代表委員、疋田委員様でございます。

(疋田委員)

疋田と申します。

(福岡労働局：山本係長)

次に近江委員様でございます。

(近江委員)

近江です。よろしくお願いいたします。

(福岡労働局：山本係長)

次に大竹委員様でございます。

(大竹委員)

大竹です。よろしくお願いいたします。

(福岡労働局：山本係長)

次に高橋委員様でございます。

(高橋委員)

高橋です。よろしくお願いいたします。

(福岡労働局：山本係長)

次に村里委員様でございます。

続きまして労働者代表委員、法本委員様でございます。

(法本委員)

法本です。よろしくお願いいたします。

(福岡労働局山本係長)

次に津々見委員様でございます。

(津々見委員)

津々見です。よろしくお願いいたします。

(福岡労働局：山本係長)

次に山田委員様でございます。

(山田委員)

山田です。どうぞよろしくお願いいたします。

(福岡労働局：山本係長)

次に岡田委員様でございます。

(岡田委員)

岡田です。よろしくお願いいたします。

(福岡労働局：山本係長)

次に木原委員様でございます。

(木原委員)

木原です。よろしくお願いいたします。

(福岡労働局：山本係長)

続きまして使用者代表委員、野畑委員様でございます。

(野畑委員)

おはようございます。野畑です。

(福岡労働局：山本係長)

今年度新たに選任された中本委員様でございます。

(中本委員)

中本といいます。よろしくお願いします。

(福岡労働局：山本係長)

次に徳光委員様でございます。

(徳光委員)

おはようございます。徳光です。よろしくお願いいたします。

(福岡労働局：山本係長)

次に船方委員様でございます。

(船方委員)

船方です。今日はよろしくお願いします。

(福岡労働局：山本係長)

次に米田委員様でございます。

(米田委員)

米田です。よろしくお願いいたします。

(福岡労働局：山本係長)

続きまして専門委員、森委員の代理の高田様でございます。

(九州運輸局：次長【代理】 高田課長)

代理で参りました。高田と申します。よろしくお願いいたします。

(福岡労働局：山本係長)

佐溝委員は欠席されております。

次に大庭委員の代理の田中様でございます。

(下関市港湾空港局：局長【代理】) 田中課長)

田中と申します。よろしくお願いいたします。

(福岡労働局：山本係長)

委員の紹介は以上となります。続きまして、労働局から出席しております職員をご紹介します。さきほどご挨拶申し上げました、福岡労働局、中野職業安定部長でございます。

(福岡労働局・職業安定部長：中野部長)

中野です。よろしくお願いいたします。

(福岡労働局：山本係長)

同じく福岡労働局職業安定部、職業対策課、吉田課長でございます。

(福岡労働局 職業安定部・職業対策課長：吉田課長)

よろしくお願いいたします。

(福岡労働局：山本係長)

山口労働局職業安定部、職業対策課、白井課長でございます。

(山口労働局職業安定部、職業対策課白井課長)

よろしくお願いいたします。

(福岡労働局：山本係長)

それでは、次第4、部会長の挨拶になります。

部会長につきましては昨年に引き続き、疋田委員に事務局よりご依頼をさせて頂き、ご承諾を頂戴したところでございます。

それでは疋田部会長ご挨拶をお願いいたします。

(疋田部会長)

関門港湾労働部会長に就任いたしました疋田です。

部会委員の皆様方並びに関係者の方々におかれましては、御多忙のところ本日の部会に御出席いただきまして厚くお礼申し上げます。
近年、港湾労働を取り巻く環境については皆様御承知のとおり規制改革の影響、近代的荷役の進展、波動性への対応等大きく変化しているところであります。

このような中で、港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上については改善が進みつつあるものの若年労働者の確保・育成などなお改善すべき状況にあり雇用秩序を維持したうえで抱える諸問題を解決していくためには「港湾労働法」及び「港湾雇用安定等計画」に基づく港湾労働対策を確実に推進していくことが重要であります。

本日は関門港における港湾労働安定等計画の施行状況、港湾労働の状況及び港湾秩序維持関係の取組について、また今年度から新たに施行された「港湾雇用安定計画」に基づく取組状況について事務局から説明いただき、その後、皆様方の御意見、御質問を頂戴したいと考えております。皆様方の御配意により部会の議事が円滑に行われますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

(福岡労働局：山本係長)

ありがとうございました。それでは議事に入りますので、足田部会長、進行をよろしくお願いいたします。

(足田部会長)

議事に入る前に本日の部会傍聴希望者は6名ありますが、皆さん

よろしいでしょうか？

【各委員の了解】

それでは議事に入りたいと思います。議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず議題の（１）「福岡地方労働審議会関門港湾部会運営規定の改定」についてです。

ここの運営規定改正について、事務局から説明をお願いいたします。

（福岡労働局：山本係長）

福岡労働局、職業安定部、職業対策課の山本から説明させていただきます。

「福岡地方労働審議会関門港湾部会運営規程」ですが、資料のⅢをご覧ください。

資料Ⅲの表紙を開けていただきまして、１ページから２ページに改定案、３ページ以降に新旧対照表を掲載しております。新旧対照表を見ていただいた方が分かりやすいと思いますので新旧対照表を見ながら説明させていただきたいと思うんですが、今回改定を提案する部分は二カ所ありまして、一つ目は漢字の訂正、二つ目は署名の廃

止です。まず3ページの新旧対照表の上をご覧ください。

一つ目はタイトルですが、運営規定の「定」の漢字を「定める」という漢字から「のぎへん」の「程」に修正するものです。というのが元々あった第1条の本文の終わりに「この規程の定めるところによる」とありますが、この規程の漢字は「のぎへん」の「程」の漢字が使われておりまして、また資料Ⅰの方にもつけておりますけど「福岡地方労働審議会運営規程」本審の運営規程も「のぎへん」の「程」の漢字が使われておりますので統一をはかるものです。

これが1点目の改正で、2つ目の改定につきましては、1枚めくっていただきまして4ページの下の方、第6条をご覧ください。

これまで港湾労働部会の議事録作成にあたっては、署名委員を指名して、部会長と労使の署名委員に署名をいただいておりますが、それを廃止するものです。

福岡地方労働審議会の本審でも既に令和3年度から議事録に署名いただいております、今回は本審の取扱いと同じくするものです。

以上事務局から運営規程の漢字の修正と議事録署名の廃止を提案いたします。

(疋田部会長)

ただいまの事務局からのご説明にご意見やご質問等はございませんか？

(野畑委員)

新旧対照表の改正の実施期日が、令和6年になっているようですが？

(福岡労働局：山本係長)

新旧対照表の改正の実施時期を令和7年に修正させていただきます。

(疋田部会長)

他にございませんでしょうか？それではご質問ないようですので。

それでは改定案に賛成の方は挙手をお願いします。

【各委員の承諾】

賛成多数で皆様方の承諾を得ましたので本日から改正規程を実施いたします。

続きまして議題の(2)「港湾雇用安定等計画の施行状況について」事務局より説明をお願いいたします。

(福岡労働局 職業対策課：和田課長補佐)

皆さん、おはようございます。

福岡労働局職業安定部職業対策課 課長補佐をしております和田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議題（２）「港湾雇用安定等計画」の施行状況について、「関門港における港湾労働の状況について」と「関門港における雇用秩序維持関係の取組について」の２点につきましてご説明申し上げます。

現在の港湾雇用安定計画については、令和６年度から始まっており、これからご説明する内容につきましては、令和５年度と令和６年１２月までにおける港湾雇用安定等計画に基づく施行状況についてのご説明となります。

配布している資料Ⅰをご覧ください。

この資料につきましては、関門港の管轄である下関公共職業安定所、若松出張所、門司出張所から毎月受けている各種報告を基に作成したものとなっております。

まず１ページから１１ページには、本部会の委員名簿、本部会運営規定、福岡地方労働審議会の委員名簿、審議会運営規定及び地方労働審議会令を載せています。本部会運営規程につきましては先ほど運

営規程の改定をご提案させていただき賛同いただいたところですが、この資料の規程につきましては改定前の運営規程であることを御承知おきいただければと思います。

それでは資料Ⅰの１２ページをご覧ください。

こちらは「港湾労働者派遣事業許可事業所の状況」をまとめた表となっております。令和６年１２月末現在の関門港における港湾労働者派遣事業の許可事業所数を計上したものです。上段には港湾労働者派遣事業の許可事業所数、下段には港湾労働法適用事業所数を記載しております。

下段の港湾労働法適用事業所数につきましては、令和６年１２月末現在と前年度と比較して数字は変わっておりませんが、上段の港湾労働者派遣事業の許可事業所数は令和６年１２月末現在で前年同月と比較して減少しております。

続きまして、１３ページをご覧ください。

数字が小さくて申し訳ないですが、こちらは港ごとの企業常用労働者、派遣労働者及び日雇労働者の就労延数について、上から各年度の平均値を掲載しています。

なお令和６年度については４月から１２月までの平均値を計上し、

その下段には令和５年度分と令和６年度の１２月までの月ごとの状況を計上しています。

なお平均値となりますので、小数点以下の端数処理の関係上、各港の合算と合計が一致しない場合がありますのであらかじめご了承ください。

関門港における港湾労働者の就労状況を各雇用形態における就労延数との関係で見ますと企業常用労働者数は、令和２年度から令和３年度まで増加し令和４年度から減少している状況です。

派遣労働者につきましては令和２年度は減少、令和３年度は微増となりましたが、ふたたび令和４年度で減少し、令和５年度以降は増加している状況です。

日雇労働者につきましては、令和２年度は減少、令和３年度から増加している状況です。

続きまして１４ページをご覧ください。こちらは１３ページの表を基に、年度ごとの関門港全体の平均就労延数をグラフで表したものととなります。このグラフにもありますとおり、関門港全体の平均就労延数は、令和４年度、５年度と減少がつづきましたが、今年度は微増する見込みとなっております。

続きまして15ページの「関門港における日雇労働者就労状況」についてをご覧ください。こちらは先ほどご説明した14ページの日雇労働者就労延数の内訳について「安定所紹介」と「直接雇用」を分けて計上したものとなっております。

次の16ページをごらんください。こちらは15ページの年度ごとの日雇労働者の平均就労延数をグラフで表したのですが、令和4年度・5年度と減少していましたが、令和6年度12月の時点で前年度上回っている状況となっております。続きまして17ページの

「常用港湾労働者就労状況調」をご覧ください。港湾運送の業務に従事される常用労働者の方については氏名や期間などをハローワークに届出いただきまして、ハローワークはこの常用港湾労働者に対して港湾労働者証を交付し、労働者は携帯することとされております。この常用港湾労働者の就労実人数、就労延べ人数、平均就労日数について17ページ、及び18ページはですね令和5年度、19ページ、20ページは令和6年度12月末までの状況を表にしたものとなっております。各港別の平均就労日数はのちほどご確認いただきまして、関門港計で見ると、20ページのグラフをご覧ください。

このグラフが示しているように令和4年度以降の平均就労日数は

令和3年度以前と比較して減少して、今年度まで横ばいという状況になっています。

なお港別で平均就労日数にばらつきがありますが、それはですね港湾派遣のみ実施している事業所も含んだところでの平均値となっているためとなります。

そのため、港同士の平均就労日数を比較するのではなく、各港の推移をみていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に21ページからの「常用港湾労働者数の推移」について御説明いたします。21ページ、22ページは令和5年度、23ページ、24ページは令和6年度12月末までの常用港湾労働者数の推移を表にしております。ここでいう常用港湾労働者数は、ハローワークが交付した港湾労働証数の枚数をカウントしたものということになっております。各月末現在での在籍している数を示しています。常用港湾労働者数の横の括弧内につきましては派遣対象労働者数を内数で計上しております。

次の24ページをご覧ください。左側の棒グラフにありますように、関門港全体で、令和2年度から令和4年度にかけて減少傾向にあります。令和4年度以降は横ばいとなっております。

次に25ページから26ページをご覧ください。「港湾労働者派遣状況一覧」となっております。25ページ「令和5年度」26ページは「令和6年度12月末の状況」について「派遣締結数」及び「日雇労働者雇用数」をそれぞれ計上しています。また「日雇労働者雇用数」については「安定所紹介」と「直接雇用」に分けて各港別に計上しています。

港湾労働法では、事業主に雇用される常用労働者による荷役処理を原則としておりますが、港湾運送の波動性に対応した企業外労働力については、港湾労働者派遣制度に基づき派遣される他の事業主に雇用される常用労働者による労働力の需給の調整が原則とされているところです。港湾労働者雇用安定センターの派遣あっ旋申込を行う港湾労働者派遣制度を利用したにもかかわらず、あっ旋が不調に終わるなど必要な労働力を確保できない場合には、安定所の紹介による日雇労働者の雇い入れが認められていますが、その安定所の紹介数は、令和4年度以降は横ばいの状況となっております。

只今、安定所の紹介数をご説明しましたが、安定所の適格な紹介が受けられない場合に限り、日雇労働者の直接雇用が例外的な措置として認められているところです。手続きとしましては、安定所の所定

の届出をしていただくことで日雇労働者の直接雇用が例外的に認められており、こちらの表の一番の上の右側のですね、直雇用数がその数字となっております。

派遣実績については、関係者の皆様のご協力により、一定の数字を残しているところですが、港湾雇用安定等計画では港湾労働者派遣制度による効率的かつ的確な労働力の需給調整を実施するため、港湾労働者雇用安定センターが行う、労働者派遣契約のあっせんに協力するように努める旨の項目があります。

今後とも、港湾労働者派遣制度の積極的な活用について、ご理解・ご協力をお願いします。

続きまして27、28ページをご覧ください。令和5年度及び6年度12月までの「港湾運送に係る荷役機械（小型フォークリフト）の借受状況」をまとめたものを掲載しております。令和5年度から令和6年度12月末現在まで人付きリースの事案は発生していない状況となっております。

続きまして29ページをご覧ください。令和6年度12月までの「港湾運送に従事する常用労働者の臨時雇用届出状況」を掲載しております。なお括弧内の数値につきましては令和5年度の数値とな

っております。こちらは、港湾労働者証の交付を受けた常用労働者以外の者を臨時的に港湾作業に従事させるため、届出を行った各月ごとの届出状況となっております。

続きまして30ページからご覧ください。30ページから33ページまでの間は港湾労働者秩序関係資料となっております。まず30ページの「港湾労働雇用秩序維持関係」をご覧ください。上から、まず「立入検査、現場パトロールの実施状況」について令和2年から令和6年までの5年分を計上しており、各ハローワークでは現場パトロールに取り組んでいるところでございます。

続いて「事業所訪問指導の実施状況」につきましても同様に、令和2年から令和6年までを計上しております。

事業所訪問指導は、現場パトロール等を行った際に、訪問指導を行う必要性のある事業所や違反事象が見受けられた場合に実施するもので、事業所に対して文章勧告とか文章報告を求めるような事案までは発生しておりませんが、先の共同パトロールおきまして不適切な作業が確認されたためですね、管轄ハローワークから注意喚起を行っております。

次に「雇用管理者の選任届の状況」です。関門港につきましては令

和6年12月末現在、港湾労働法適用事業所は、80事業所あります。

その80事業所全ての事業所に選任していただいている状況です。

次に「雇用管理者研修等の開催状況」です。こちらは令和2年度から令和6年度の開催の開催回数及び参加事業所数を計上しています。なお令和6年度については先般2月4日に開催されたところでございます。

続きまして31ページをご覧ください。こちらにつきましては「共同パトロールの実施状況」を記載しております。

共同パトロールについては、関門港港湾雇用秩序連絡会議の委員及び関係行政職員等により、年2回実施しておりまして、各港運協会・関係機関のご協力を得まして、資料に挙げている、各地区の岸壁等をパトロールしたところでございます。

今年度の第2回目の共同パトロールにおきまして、先ほども少し説明したとおり、不適切な作業が確認されハローワークから注意喚起を行っております。そのことから港湾雇用の秩序維持におきまして、ある一定のけん制効果があったものと考えております。

次に32ページをご覧ください。こちらは、港湾労働法遵守強化旬間行事一覧となっております。

令和５年度と令和６年度の旬間中に実施した行事等を掲載しておりますので内容については後ほどご確認ください。

続きまして３３ページをご覧ください。こちらにつきましては、各会議開催状況を掲載しております。

まず、福岡労働審議会関門港湾労働部会及び関門港港湾雇用秩序連絡会議については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和２年度、令和３年度は書面開催さしていただきましたが、令和４年度から対面式で再開して開催している状況です。

その中で、「関門港における港湾労働の実態について」、「関門港における雇用秩序維持の取組について」及び「港湾労働関係における各行事について」ご説明の上、各委員様からご意見を頂戴したところでございます。

資料１の説明は、以上になります。

(足田部会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

(法本委員)

先ほど、共同パトロールの中で不適切な行動があったっていうところで、できる限り、もう少しわかりやすく説明を。結構さらっとしていたように感じるのですけども。日頃、作業現場や話しをしていて感じることは、港湾労働法の目的すらも忘れてるのではないか、もしくは知らないのではないか、と思われることがあります。

時には、関門港から港湾労働法を無くしてしてくれたらいいのに、という発言を聞いたりもします。そういうことをきくと、港湾労働法の大事な部分、目的が何かを、知らないのではないかと思ってしまうんですよね。

報告を受けていますが、共同パトロールの時に、本来、そういう不適切な行動ってあるべきじゃないと思っています。共同パトロールは、いつ、どこでパトロールをするか、決まって実施するものなんですよね。

その中で不適切な行動が起きるということは、そうじゃないかなと思っているので、その辺の考え方とかも、もう少し内容を教えてください。できる範囲でいいです。

(福岡労働局 職業対策課：和田課長補佐)

只今ご質問いただきました内容につきましては、その不適切な作

業につきましては、港湾労働者証を携帯していないトラックの運転手が、荷物をトラックに積む作業を行っていたというところでございます。

そちらについては、通常、港湾労働者しか、本来してはいけない作業なので、注意をさせていただいたところでございます。

あと、港湾労働法の事業所の理解につきましては、これまでですね、共同パトロールした際には、やはり、おっしゃられた通り、一切注意するような内容を見ることはできない、ただ単に慣例的に、みんなで廻っているような感じがありました。

今回、そういったものを見られて、注意することもできたということがありましたので、我々、行政側にとっては、ある一定の、新しい体験というか、もっと今後引き締めて、普段の現場パトロールから注意しないといけない、というような、思いを持ったところでございます。

(法本委員)

ありがとうございます。

あの、まあ、強化月間とあって、取組強化をしている、というのは理解をしていますが、している中で、こういうことがありますので、

さらに、港湾労働法遵守に向けた取組をよろしくお願いします。

(疋田部会長)

他にご意見、ご質問等はありませんか。

(福岡労働局 職業対策課：和田課長補佐)

事務局から、もう少し説明があります。

続きまして資料2についてのご説明をさせていただきます。資料2の1ページをご覧ください。

令和6年度からの「港湾雇用安定等計画」には、「港湾運送事業者理解・入職促進事業」(通称を「みなと de ワーク事業」といいます。)が、新規事業として、一般財団法人港湾労働安定協会が主体となって実施することが新しい計画に盛り込まれています。

これは、近年、港湾運送業界におきましては、急速な高齢化の進展や低調な入職率等により、若年労働者をはじめとした人材の確保・育成が重要な課題となっており、この「みなと de ワーク事業」で、若年者に、港湾運送事業の仕事、職場の実態や魅力を知ってもらう機会を提供するものというふうになっています。

具体的には、出前講座、職場見学や説明会等を実施して、その他各種広報活動を実施することとされています。

関門港における「みなと de ワーク事業」に関しては、港湾労働安定協会関門支部が主体となり、関係労働局・ハローワーク、九州運輸局、各港運協会等の関係機関との連携を基盤として実施することとなりました。

それでは、取組状況について、2 ページをご覧ください。取組状況について、ご説明させていただきます。

まずですね、4 月から 5 月にかけて、関門支部が訪問・個別打合せ等を実施することで、各関係機関との連携をはかり、8 月 20 日に各関係機関が参集して関門港地域連携会議を開催しております。

港湾運送事業所に対する取組としましては、4 月から関門支部が港湾労働法適用事業所を訪問し、職場見学の受入や、出前授業の講師の要請を行っています。

さらに教育関係機関への周知につきましては、山口県、福岡県、北九州市の教育委員会等に各学校への周知依頼を実施しており、個別の高校等への周知については、3 ページをご覧ください。ハローワークを通じた周知を行って、ハローワークの学卒部門との連携による、ハローワーク主催の高校進路説明会での説明・事業案内等を実施したところがございます。

関門支部から高校等への直接的な案内につきましては、38の高校等へ郵送による事業の周知及び参加案内を実施しているところです。

ハローワーク若年求職者等を対象とした取組につきましては、関門港においては、高校等の学校以外で、概ね35歳未満の求職者を本事業の対象者としておりまして、先週19日にハローワーク小倉において「関門運送事業DVDセミナー」を実施しております。

また、明日、27日には、「関門運送事業オンラインセミナー」を福岡労働局会議室からオンラインで開催する予定となっております。

その他港湾関係団体への協力依頼については、一般財団法人北九州港振興協会および九州港湾福利厚生会に本事業の協力依頼をおこなっています。

続いて4ページをご覧ください。進捗状況についてですが、今年度は新規高卒者等の求人倍率が調査開始以降過去最高値であったことや、各高校等の令和6年度年間行事がすでに決定していたこともあり、高校等に対する見学会や出前授業は実施できませんでしたが、1月に実施したアンケートでは、2校から出前授業や職場見学の希望が2校からアンケートに回答あるのですが、全部含めてアンケー

トを含みそれ以外訪問とかも含めて5校から相談があっている状況です。うち1校については、4月に職場見学を実施する見込みというふうに聞いています。

そうですね、先ほど19日に実施しました、港湾運送業DVDセミナーの実施結果ですね。概要について、ちょっと簡単に説明させていただきます。

小倉のハローワークで実施しまして、参加者はですね、ええ。まあ。小倉公共職業安定所に求職登録をしている若年者35才未満の方に案内したところ、九名の方が参加いただいています。

年齢別の内訳としてはですね、20代が6名、30代が3名参加をいただいております。

実施内容につきましてはですね、2種類のDVDを視聴していただき、まずはですね、日本港運協会様が作成している「港の仕事。港運送事業の意義と役割」というDVDですね。

それと関門コンテナターミナルさんが作成している関門コンテナターミナルの作業風景というDVDを視聴いただいています。その後、北九州港地方協会様から港湾運送の仕事内容と魅力について講話をいただいています。最後に、ハローワーク小倉公共職業安定所か

らですね。若者の支援窓口について、説明をさせていただいたところでございます。アンケートを実施したところ、大半の方が満足、やや満足というところで、港湾運送業会の印象変化について、つきましてはですね。変化が少しあったという方が77%の方がそういうふうに答えていただいております。

それから就職先、就職の選択先の一つとして関心があるかどうかについてはですね、55%の人が、関心が高まった、というふうに回答をいただいております。

主なコメントはですね、事業内容に対するコメントとしては港湾の仕事など全く知らなかったのも、とても良い勉強ができた。具体的な仕事内容を知らなかったが、DVDや説明を聞いて理解できた。フォークリフトに乗ったことがないのに気になった。とか、色々内容があります。

港湾運送業界の印象変化についてはですね。まあ、資格がなくても就職ができて働けば収入が増えるなど、将来的にも安定して働けるところに魅力を感じた。日常生活で必要なものが港で輸入、輸出されることが改めて、誇りに思った。等の回答がありました。

就職の選択先の一つとしての関心度合いについては、今後資格を

取って給料を上げていけるところなどがとてもよかった。物流の仕組みなどに興味を持った。地元での就職を希望しているから興味を持った。というような回答がありましたのでご説明させていただきます。

以上が、港湾労働安定協会福岡支部から報告がありました、今年度の港湾運送事業若年者理解・入職促進事業の取組状況となります。

5 ページ以降に、関係リーフレットがありますので、後ほどご参照ください。

また、13・14 ページに港湾雇用安定等計画の概要を添付しており、その中で、本事業は港湾労働者安定センターが講ずる措置とされておりますが、国が講ずる措置や事業主及び事業主団体が講ずる措置の中に、この事業に対する港湾労働者安定センターへの協力が謳われていますので、国等の行政機関はもちろんのこと、事業主及び事業主団体等関係者の方にご協力をお願いするところでございます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

今後とも管轄のハローワークを中心にパトロールや調査等を行い、関門港における雇用秩序維持に取り組んで参りますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

(疋田部会長)

ありがとうございました。

では、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(野畑委員)

セミナーで使用されたDVDは、日本港運協会が作成したDVDになりますが、これは、私が要請したんですね。こういうDVDを撮ってくれと、作ってもらわないと、若年の方に港を理解してもらうのは、目で見てもらって、実際に現場を知ってもらうのが、一番なんですけど、なかなかそういう機会がないものですから、是非、というところで、要請しました。コロナの関係で、ずいぶん遅れたんですけど、実際に、もう今、現場の我々のなどには話し合い、そういうセミナーに活用できますので。実は、この港で、こういうセミナーをやろうとしたら3人しかこない、それも40代、50代。

今回、卒を35歳以下というようなことをされてます。一番いいのは、やっぱり高校生なんです。我々は、高校生でしらないで、高校がだめなら、中学生でもいいです。とにかく、そういうDVDを見てもらって、港の仕事をちょっとでも知ってもらうというのが我々の気持ちでもありますし、これからも若年の方に、港の仕事を、

携わっていただきたいということで、こういう事業をやっていただくのが一番我々にとってはありがたいし、我々もそれなりの動きをしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(疋田部会長)

ありがとうございました。

他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。

無いようですので、事務局からの議題（２）は終わりということで
すね。

それでは、議題（３）その他ということで、港湾労働に関するご意見、ご質問等あればお願いします。

(山田委員)

いつも発言をさせていただいておりますが、響港の指定地域の線引きについて、進捗状況がございましたら報告等お願いします。

(福岡労働局 職業対策課：和田課長補佐)

響港の線引きにつきましては、福岡労働局の方から、厚生労働省の方にもことあるたびに、ここは早くなんとかしないといけないんじゃないかということで、ご指摘はさせていただいているところですが、今のところ、何か建物が建ったとか、そういう動きがあったら、

知らせてくださいというような状況で、変わっておりません。

福岡労働局としてはですね、かなり危機感を持って対応しなければならない、というふうにさせていただいているところでございます。

北九州市にも訪問して、いろいろ状況をお伺いしましたが、北九州市としては、ここは指定地域に該当しないという形で、土地を売っているというような話も聞きましたので、やはりそのような説明を受けて、もし何か港湾関係の事業所が建ってしまうと後々必ず揉めますよ、ということで、厚生労働省には伝えているような状況でございます。

現状、進展がない、という報告になってしまいますが、以上です。

(山田委員)

はい。ありがとうございます。

この問題についてはもう数年、私、ここの場でも出してもらって、要望を伝えておりますが、山口県の長州出島についてもこのような事例であって、すぐにでも指定の対応していただいたという成果がありますので、響港についても、響港の事業者さんがやっぱり損をしない、じゃないですけど、制度が隣で違う、ということが起きてしまう

と、我々、この業界自体がどんどん衰退、まあ、それこそさっきのパトロールで言う不適切なものが増えてきますので、是非、我々も議員さんとか使いながら、この件については何とか改善していきたいと声を上げていますので、できたら、事業者さんの皆さんも政治家の皆さんを使いながら、この響港の雇用秩序を守れるような、取り組みを進めていただけないかなと思っています。

何かがあっては、遅い、というのはもう充分、皆さんもご承知だと思いますので、力合わせてなんとか、この件については、解決していきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

(疋田部会長)

ありがとうございました。

他にご意見ご質問ございませんか。無いようですので本日の部会はこれで終了いたします。

みなさまお疲れ様でした。